

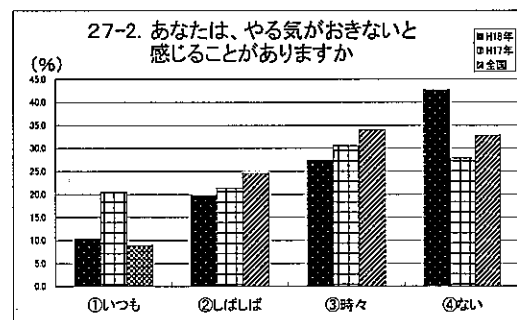
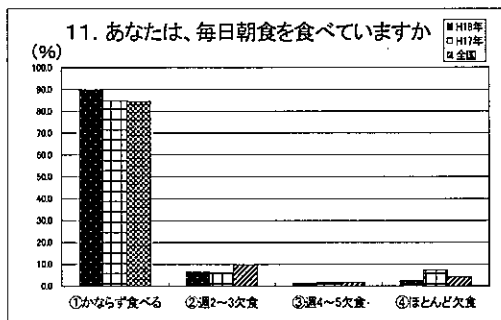
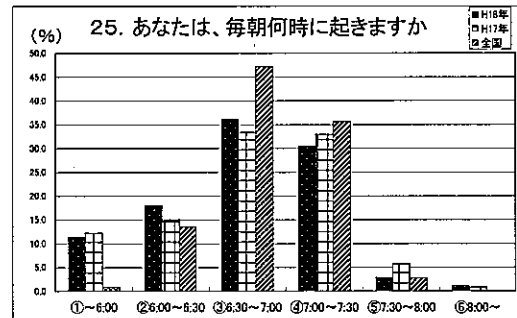
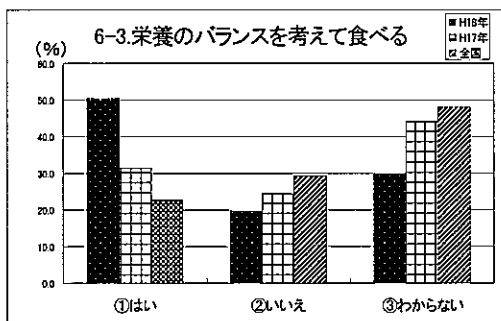
学校全体で食育に取り組み、 子どもが変わった！

取り組み前の児童の実態

- ・ 食に関する知識が少なく、毎日の生活においても栄養のバランスを考えた食事をしていない。
- ・ 夜更かし、朝寝坊のために、朝ごはんを食べずに登校する児童が少なくなく、体の不調を訴えることが多い。

組織的・計画的に

目標設定と全体計画・年間指導計画の作成
校内指導体制の整備
発達段階に応じた指導、実感を伴う指導



取り組み後の児童の実態

- ・ 食に関する児童の意識向上
- ・ 食事のリズムや生活リズムの改善
- ・ 不定愁訴の割合改善

〔食育推進モデル校：明石市立松が丘小学校の実践から〕

も く じ

はじめに	・・・	3
第1章 本県の学校における食育の基本的な考え方	・・・	4
1 新しい食育の意義とその指導のあり方	・・・	4
2 本県の状況を踏まえた提言	・・・	5
3 本県のめざす学校における食育のイメージ	・・・	8
第2章 学校における食育の進め方	・・・	9
1 取組にあたっての全体的な留意点	・・・	9
2 具体的な取組における留意点と実践例	・・・	11
=資料と解説=	・・・	24
第3章 食育推進モデル校における実践例	・・・	33
1 食に関する指導計画の作成例について	・・・	34
(1) 全体計画、年間指導計画の作成例	・・・	34
(2) 計画的・継続的な指導に向けて	・・・	47
[参考] 盲・聾・養護学校における作成例	・・・	57
2 食育推進モデル校の特色ある指導実践例について	・・・	60
(1) 授業実践から～体験活動を通して～	・・・	60
(2) その他、特色ある取組から	・・・	91
3 評価に係る実践例について	・・・	104
(1) 授業実践例として	・・・	104
(2) 実態調査実施例として	・・・	110

はじめに

近年、食生活を取り巻く社会環境が大きく変化し、朝食欠食や孤食、偏った栄養摂取、肥満傾向の増加などが見られ、子どもたちの心身の健康をめぐる諸問題が生じています。

そのような中、「食育基本法」及び「食の安全安心と食育に関する条例」が施行されるなど、子どもたちが豊かな人間性を育み、生きる力を身に付ける食育を推進していくことが求められており、学校における食育を充実させていくことは大変重要です。

従来から学校においては、学校栄養職員の専門性を活かした給食指導や教科における食に関する指導を実施してきましたが、食育を推進していくためには、学校全体で取り組むことが必要です。

そこで、平成 17・18 年度「食で育む子どもの未来」食育推進事業において、県下 10 校の食育推進モデル校に対し、組織的・計画的な食育の実践研究をお願いするとともに、その成果等を踏まえ、食育のあり方検討委員会で協議いただいた内容を「学校における食育実践プログラム」としてまとめました。

このプログラムは、学校で食育を進める上で、どのような考えに基づき、どのように取り組めばよいかという基本的な内容と食育推進モデル校による様々な実践例を掲載しています。

児童生徒の実態や地域性に異なりはありますが、本プログラムを有効に活用することにより、県内全ての学校において、食育が知育・徳育・体育の基礎として定着していくことを心から期待しています。

最後に、本書の作成にあたって、多大なご支援、ご協力をいただきました食育のあり方検討委員会の各委員、食育推進モデル校の教職員の方々をはじめ、関係者の皆様に厚く感謝申し上げます。

平成 19 年 3 月

兵庫県教育長 吉本知之

第 1 章

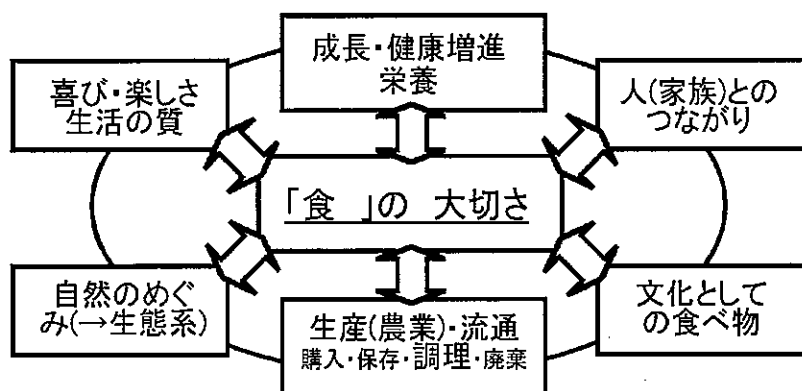
本県の学校における食育の基本的な考え方

第1章 本県の学校における食育の基本的な考え方

1 新しい食育の意義とその指導のあり方

生活環境等の変化に伴う食習慣の多様化が進む中、人々は食の大切さを忘れがちであり、子どもたちの食生活の乱れが様々な形で報告されている。生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育てていくために、学校における食育の充実が重要な課題とされ、児童・生徒が食の大切さ^(注)を実感を伴って学ぶことが求められる。

図「食」の大切さ



(注) 「食」は、単に食べ方や食べものにとどまることなく、「食べること」や「食べるもの」に関わる様々な内容を指している。

「食べること」は、栄養維持や健康増進のために大切であり、同時に、生活の質、人・家族とのつながりとも密接に関わっている。また、「食べるもの」は、生産者の多大な努力・労力のたまものとして、流通や調理の過程を経てもたらされること、そして、なにより自然の恵みであり、また、文化として育まれてきたものであることを忘れてはならない。

食育の目的の第一は、食への関心を高め、食に関する適切な知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人間を育てることと考えられるが、食育基本法^{資料と解説1)}では、食育を、「子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくために何よりも重要なもの」と位置づけている。また、心身の健康を増進することに加え、自然の恩恵や生産に携わる人々への感謝の念や理解を深めることが食育の目的とされ、伝統的な食文化の継承や環境と調和した生産等の配慮、さらには農山漁村の活性化、食料自給率の向上等に資することが期待されている。

食育が、自己の生活を見つめ、主体的に生きる力を身に付けるためにも大切であるこ

とを示し、食育を通して、栄養や健康にとどまらない様々な内容を児童・生徒が学ぶことを求めていると言える。

学校においては、従来から給食指導や教科等における食に関する指導を実施してきたが、新たな食育の推進には、今までの実践内容に加えて、体験活動等を取り入れ、児童生徒が*食の持つ多様な側面に気づくよう、指導する必要がある。そのためには、目標を明確にし、計画性をもって、学校全体で取り組むことが求められるのである。

* p 8 「3 本県のめざす学校における食育のイメージ」参照

=新しい食育における指導のあり方=

新たな食育の推進には、今までの実践内容に加えて、体験活動等を取り入れ、児童・生徒が食の持つ多様な側面に気づくよう、指導する必要がある。そのためには、目標を明確にし、計画性をもって、学校全体で取り組むことが求められるのである。

2 本県の状況を踏まえた提言

食に関する指導^{資料と解説2)}は、県内のほとんどの学校で実施されてきており、研究指定校等においては、めざましい取組もみられ、一定の成果をあげてきた。しかし、指導体制の整備はこれからという状況にあり、目標を明確にした食に関する指導計画（全体計画・年間指導計画）のもとに指導を行っている学校も決して多いとは言えない。

平成17年度「食に関する指導」実施状況調査結果から

1 食に関する指導実施状況について (%)

	小学校	中学校	盲・聾・養護学校
実施した	97.7	87.1	76.5
実施しなかった	2.3	12.9	23.5

2 食に関する指導体制の整備状況について (%)

	小学校	中学校	盲・聾・養護学校
整備している	27.3	19.4	17.6
整備していない	30.2	51.7	47.1
検討中	42.5	28.9	35.3

3 全体計画の作成状況について (%)

	小学校	中学校	盲・聾・養護学校
作成している	21.6	12.9	11.8
作成していない	52.2	65.5	64.7
検討中	26.2	21.6	23.5

○調査対象状況

(校)

	計	単独校調理場	共同調理場	給食未実施
小 学 校	8 2 3	4 7 0	3 4 4	9
中 学 校	3 5 6	4 1	1 1 1	2 0 4
盲・聾・養護学校	1 7	1 4	3	0
計	1, 1 9 6	5 2 5	4 5 8	2 1 3

*盲聾養護学校については市町立のみ

さらに、時間数の確保が難しいことから、これまでの実践は、必ずしも、新たに必要とされる食育の内容を包括したものとなっていなかった。「生きた教材」としての学校給食を活用した指導は、今後も重要な役割を果たすものの、これからの食育においては、学校教育活動全体で推進していくことが今まで以上に強く求められている。そして、各教科、道徳、特別活動を効果的に関連づけ統合した食育実践には、総合的な学習の時間を有効に活用することが必要となる。

また、学校における食育については、それぞれの学校の実態に即した指導が求められる。本県においては、平成17年度、完全学校給食（以下、「学校給食」という。）を行っている小学校は*98.7%と全国平均とほぼ同じであるものの、中学校では*42.3%と全国平均をかなり下回っている。また、学校栄養職員の配置数は、学校給食を実施する全公立小・中学校等の約40%となっている。[*=平成17年度「学校給食の現況」（兵庫県教育委員会）より]

このような状況から、学校給食の実施の有無や学校栄養職員等の配置の有無、さらには、児童・生徒の実態や地域性等も考慮しながら、学校における食育のあり方を検討し、本県の学校における食育推進の基本的な考え方を以下の①～④とした。

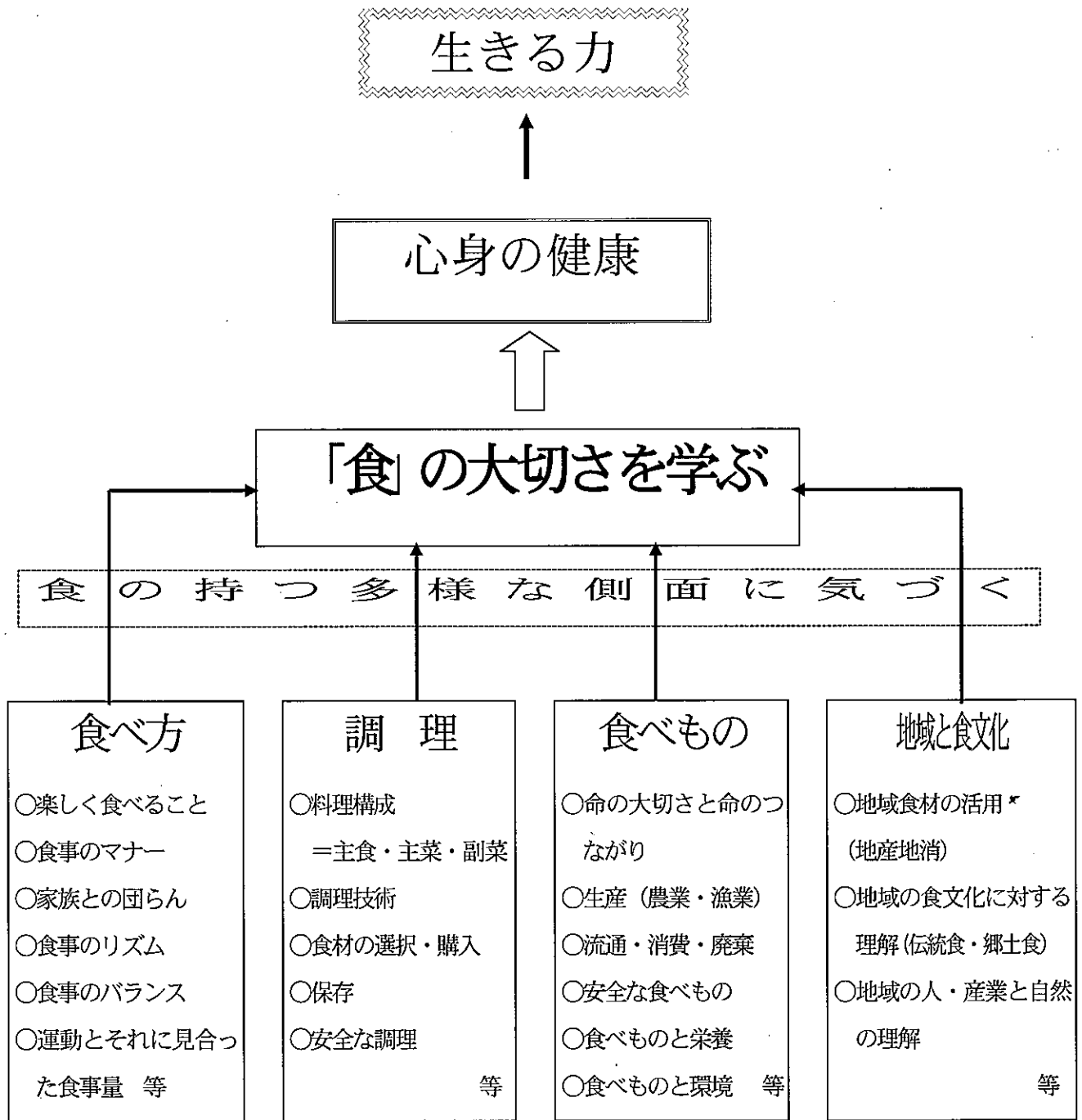
＝本県の学校における食育推進の基本的な考え方（まとめ）＝

- ① 食育の目的の第一は、食への関心を高め、食に関する適切な知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることにある。さらに、食育を通して、心身の健康の増進を図り、豊かな人間性と生きる力を育むことができる。
- ② 「生きる力」の重要な柱である「心身の健康」を中心課題ととらえつつも、栄養・健康教育にとどまらず、食農教育、環境教育、さらには地域学習、消費・流通に関する学習などの視点からも取り扱い、児童・生徒が様々な学習項目を体験的に理解することを通して、食の持つ多様な側面に気づき、「食」の大切さを学ぶことができる取組（計画作成、指導実践等）を行う。
- ③ 学校における食育の取組は、各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間において実践する。「生きた教材」としての学校給食を活用した指導（特別活動）は、従来と同様に今後も重要な役割を果たすが、各教科等の基礎・基本として示されている食育に関連した内容の定着を心がけることが必要不可欠である。そして、各教科・道徳と特別活動を効果的に関連づけ、これらを統合することで、充実した食育実践が可能となる。そのためには、総合的な学習の時間を有効に活用することが必要である。

なお、「食べ方」「調理」の基礎・基本は、家庭、技術・家庭〔家庭分野〕、体育、保健体育における「食」に係る内容^{資料と解説3)}、及び「食生活指針」^{資料と解説4)}に示されていることを押さえておくことが大切である。

また、「食べもの」「地域と食文化」に関する具体的な内容は、社会（地域学習、農業及び水産業における生産・流通・消費）、理科（体のつくりと働き、生命の尊重、生命の連続性、自然環境の保全）、生活（栽培）、技術・家庭〔技術分野〕（作物の栽培）と関連づけるように留意する。^{資料と解説5)}
- ④ 各学校が取組を進めるにあたって、児童・生徒や地域の実態等に即した指導目標を設定することが重要である。

3 本県のめざす学校における食育のイメージ^{資料と解説1), 3), 5)}



「栄養・健康教育」 「食農教育」 「環境教育」
「地域学習」 「消費・流通に関する学習」